平成２８年（フ）第１２号
佐賀県伊万里市山代町久原4075番地２
債務者　岩藤　一俊
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第１６３４号
札幌市白石区本郷通９丁目南４番19―３号
債務者　林田　市郎
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６３５号
札幌市白石区本郷通９丁目南４番19―３号
債務者　林田ひらく
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１１号
名古屋市中村区東宿町３丁目29番地　ＣＡＳＡ　ＫＩＴＯ　Ａ棟106号
債務者　荻野　雅生
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉謙二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８５号
静岡県三島市西若町４番26号　コロナハイツ303、前住所静岡県三島市旭ヶ丘22番31号
債務者　伊藤　春雄
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１６６号
大阪府守口市大庭町１丁目21番12―301号、前住所大阪府寝屋川市萱島信和町９番６号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８８号
埼玉県川口市大字差間24番地の48
債務者　平野　正樹
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０２号
埼玉県戸田市喜沢２丁目38番地の18　グランメール301号室、旧住所埼玉県川口市青木４丁目23番10号　レ・ゼールⅡ　305号　小林方
債務者　佐内　善之
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４９３号
仙台市太白区長町７丁目14番17号　パセオプラシード長町103、従前の住所福島県郡山市島２丁目12番18号　白河荘３号
債務者　伊藤　結女
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
仙台市若林区沖野６丁目20番27号　ボン・シャンスＡ101
債務者　小湊　一樹
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５７３号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地212
債務者　遠藤美由希
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目22番８―501号
債務者　山崎恵里子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
茨城県水戸市千波町455番地の１　市毛マンション105号、前住所茨城県日立市森山町１丁目20番20号
債務者　南口　安子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第８５５号
京都市西京区川島権田町６番地32
債務者　橋本　正美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０９号
京都市中京区西ノ京内畑町16番地
債務者　小森　道代
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２８号
京都市右京区西京極橋詰町６番地２　グラン・リヴィエール西京極203
債務者　中島　真代
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
兵庫県姫路市書写1019番地369　県営姫路書写鉄筋５号棟308号
債務者　林　　隆介
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部